

総論

第4章 高齢化社会と児童

第1節 高齢化社会に向かっの児童問題の位置づけ

今後我が国が確実に迎えることとなる高齢化社会の特色は、言うまでもなく老齢人口の急激な増加傾向にあるが、同時にそのことは、生産年齢人口の相対的比重の低下と年少人口の総人口の割合に占める比重の低下を意味している。

年齢3区分別人口の将来推移(第4-1表)で、年少人口(0~14歳)の今後の推移をみると、2,600万人から2,800万人の間で小幅に上下することとなり、総人口に占める割合は現在の24%から緩やかに低下し、100年を過ぎると20%弱にまで減少する。絶対数において60年以降は、現在の水準を回復することはほとんどないといつてよい。

第4-1表 年齢区分別人口等の推移

第4-1表 年齢区分別人口等の推移

(単位:千人,%)

| 年次    | 区分 | 総人口                | 0~14歳            | 15~64            | 65~              |
|-------|----|--------------------|------------------|------------------|------------------|
| 昭和30年 |    | 89,276<br>(100.0)  | 29,798<br>(33.4) | 54,729<br>(61.3) | 4,747<br>(5.3)   |
| 35    |    | 93,419<br>(100.0)  | 28,067<br>(30.0) | 60,002<br>(64.2) | 5,350<br>(5.7)   |
| 40    |    | 98,275<br>(100.0)  | 25,166<br>(25.6) | 66,928<br>(68.1) | 6,181<br>(6.3)   |
| 45    |    | 104,665<br>(100.0) | 25,153<br>(24.0) | 72,119<br>(68.9) | 7,393<br>(7.1)   |
| 50    |    | 111,940<br>(100.0) | 27,221<br>(24.3) | 75,807<br>(67.7) | 8,865<br>(7.9)   |
| 53    |    | 115,174<br>(100.0) | 27,710<br>(24.1) | 77,540<br>(67.3) | 9,920<br>(8.6)   |
| 55    |    | 117,563<br>(100.0) | 28,229<br>(24.0) | 78,098<br>(67.1) | 10,436<br>(8.9)  |
| 60    |    | 122,333<br>(100.0) | 28,014<br>(22.9) | 82,410<br>(67.4) | 11,909<br>(9.7)  |
| 65    |    | 126,280<br>(100.0) | 26,482<br>(21.0) | 85,889<br>(68.0) | 13,909<br>(11.0) |
| 70    |    | 130,065<br>(100.0) | 26,148<br>(20.1) | 87,414<br>(67.2) | 16,503<br>(12.7) |
| 75    |    | 133,676<br>(100.0) | 26,953<br>(20.2) | 87,662<br>(65.6) | 19,061<br>(14.3) |
| 80    |    | 136,473<br>(100.0) | 27,990<br>(20.5) | 87,399<br>(64.0) | 21,084<br>(15.4) |
| 100   |    | 139,491<br>(100.0) | 26,996<br>(19.4) | 87,223<br>(62.5) | 25,272<br>(18.1) |
| 125   |    | 140,013<br>(100.0) | 27,149<br>(19.4) | 87,519<br>(62.5) | 25,345<br>(18.1) |

資料:53年までは総理府統計局「国勢調査」

55年以降は厚生省人口問題研究所推計

(注) 1. ( ) は総人口に占める割合である。

2. 30年、35年、40年は、沖縄県を含まない。

特に最近の出生率の低下傾向が今後も継続する場合は、年少人口の絶対数の減少が、より顕著なものとなると考えられる。

このような人口構成の変化を踏まえつつ今後の社会を考えるならば、一方で労働時間の短縮等を通じて「ゆとりある社会」が求められることとなろうが、同時に、増大する高齢人口を支えるための「高負担社会」となることも避けられない道であり、そこにおいては、経済の今まで以上の高度化、効率化が求められるし、また、より以上の社会連帯が求められるとあってよい。

このように高齢化社会においては、相対的に少ない児童が次代の生産年齢人口へと移行することとなるが、社会の活力が生産年齢人口のそれに大きく依存するとするならば、精神的にも肉体的にも資質の高い生産年齢人口を育てることは社会にとって最も大きな課題であると言わなければならない。そして高齢化社会の入口に立つ我が国は、まさにそのような課題に直面しているといえるのではないだろうか。

しかしながら、ここで注意をしなければならないのは、児童の健全育成が社会の課題であるということは、いうまでもなく、「社会」の望む鑄型に児童をはめ込もうとすることではない。児童の健全育成とは、児童の精神身体の発達を十分に図ることであり、そのことは別の言葉でいうならば児童の人権の十分な確保という児童憲章の精神をよりよく貫徹することにほかならない。したがって、児童の健全育成は、一般の児童の健全な育成を図ることと同時に、心身障害児をはじめとして社会的に援護を要する児童の権利の保障について十分な配慮が行われるものでなければならない。

第1章から前章まで、私たちは我が国の児童の置かれている現状と問題点をみてきた。そこにおいては、乳児死亡率は低下し、体力に若干の問題はあるものの体位は向上してきた児童像があり、また、生活時間、遊び、意識等において変ぼうする児童像が示された。確かに児童像は変ってきている。しかし、そこに私たちがみなければならないのは、変りゆく結果としての児童像であるよりも、与えられた環境に敏感に反応し、これに対応する児童の存在そのものである。

児童はまさしく「親の投影」であり、「社会の投影」である。私たちがこれからの児童のためになすべきことの第一の視点は、このような観点から、親一家庭の役割や児童を取り巻く社会環境、社会システムを再点検することである。

第二の視点は、現在の児童が社会の中核において高齢化社会—高負担社会の重圧に苦しむことのないよう、社会保障諸制度の効率化をいかにして進めるかである。なぜなら来るべき社会の準備をすることは、現世代の後世代に対する責務であるからである。

## 総論

### 第4章 高齢化社会と児童

#### 第2節 児童に関する施策の方向

##### 1 大人の責務の見直し

児童の健康や健全育成のための施策を考える前に、まず問われなければならないのは、私たち大人の考え方ではないだろうか。

まず第一に強調されなければならないのは、父親、母親がしつけの主体者であることの再認識である。家庭は、児童にとって第一の社会であり、そこから学びとるものは極めて大きい。もとより、学校も地域社会も児童の健全育成に大きな影響を与える場であり、家庭とともに役割を分つものであるが、現代は余りにも主体者が不明確な時代ではないだろうか。家庭は学校に依存し、学校は家庭に依存するという姿になっていないだろうか。育児をはじめとして家庭機能の外部化が核家族化の進行等とともに大きな流れとなってきたが、家庭において児童を養育する限り、児童の「心」の発達の完全な外部化はありえない。児童特に幼児の最も強く影響を受けるのは、父親であり、母親であるからである。第2章でも触れたように、特に、「父親不在のしつけ」との傾向は問題にされなければならないであろう。父親及び母親が各々の役割に応じて児童の養育に当たるという意識の確立が必要である。

第二は、過保護、過干渉あるいは放任等のしつけの在り方の問題である。何がもっとも望ましいしつけの在り方であるかは、多くの議論のあるところであるが、少なくともいえることは、しつけとは親の主体的な働きかけであると同時に児童との協同作業でもあるということである。児童は保護し指導しなければならない弱い存在であると同時に自らの創意と自主性によって成長していく強い存在でもある。その両面を配慮していくことが、幼児期、少年期を問わず、現在最も要請されていることではないだろうか。特に、「おとな」への通過儀礼(大人として社会的に認められる節目)の曖昧化と進学率の上昇に伴って、身体的成熟の早期化とは逆に、精神的に「こども」としてみられる時代が長くなる傾向にあるが、果たして妥当なものであろうか。むしろ、より早い時期において独立の人格者として認め、児童の自主性と独立性を促すことが現状においてはより必要なことではないだろうか。

第三は、しつけの考え方の問題である。いかなる考え方を基準とすべきかは、もとより一律に定めるべき性格のものではない。各家庭において多様な考え方があることは当然認容されるべきである。むしろ問題は、現代は余りにも一元的な価値のみが基準になり過ぎているのではないかということである。学歴社会あるいは進学競争がそれである。30年代からの経済の高度成長期を通じ、我が国はまず経済的豊かさを追求してきた。同時にその過程において産業構造の高度化に伴い被用者が増大し、豊かな生活とは、より良き「サラリーマン」の生活であるというイメージが定着してきたといつてよい。そしてそのための切符はより良き学歴にほかならなかった。この結果が過熱した進学競争として、現われてきた。今や、しつけとは、子供に勉強をさせることとあたかも同義語であるかのごとくである。たしかに、進学競争は、国民の資質の向上や競争心あるいはバイタリティある人間の形成に役立つともいえよう。しかし同時に自由で多彩な子供の世界を失わせ、また学業不振生徒等の社会的摩擦を生み出し、児童の健全育成の上で大きな問題となっていることも疑いがない。

過熱した進学競争の是正については、いくつかの試みがなされており、児童の健全な育成という見地からより広い国民的合意を形成していく必要があるだろう。

第四は、第三の進学競争にも関連する事項であるが、これを通じてうかがわれる意識の問題である。経済の高度成長期における国民の意識の特徴は「マイホーム志向」であり「私生活至上主義」ともいってよいものであった。それはある意味では正しい意味の個人主義という側面も持っているが、そこから「社会」

という意識が欠落するならば、それは直ちに利己主義に陥る危険性も持っている。進学競争を通じてみられる大人の意識はまさにこのような利己主義の危険性をはらんでいるのではないだろうか。大人の意識の投影ともいべき児童の意識において、最も望ましい生活は「趣味に合った暮らし」であるとする回答や、第2章において示した「お父さんやお母さんからよく注意されることがら」の日米比較における「老人や体の不自由な人へのいたわり」、「道路や公園をよごさないこと」の項目における落差はそのような危険性を示しているといつてよい。もとより社会に対する「滅私奉公」を求めるものではないが、他人に対する思いやりや社会の成員としての意識のかん養はしつけの大きな部分でなければならないのではないだろうか。少なくとも社会という共同体の一員であるという意識がなければ、社会連帯という考え方は成立しないし、調和と活力ある社会の発展も望めないからである。

第五は、しつけの範囲の拡大ともいべき問題である。子供は「家庭の子供」であると同時に「社会の子供」である。子供は家庭においてまず社会の基本的ルールを学ぶべきであるが、そのルールの実践の場である地域社会において、更に実践を通じて体得していくこととなる。その意味でしつけは家庭の責務であるとともに周囲の社会の責務であるともいえよう。両者の連携により、より良い社会の担い手が育っていくといえよう。このためには、自らの子供もそして他の子供も、同じ「社会の子供」であるということを再度認識する必要がある。

## 総論

### 第4章 高齢化社会と児童

#### 第2節 児童に関する施策の方向

##### 2 児童の健康

###### (1) 母子保健の重要性

我が国の母子保健対策は、特に40年の母子保健法の制定以後は、母性の保護と乳幼児の健康の保持増進を基本的理念として母と子を通じて一貫した体系の下に施策の推進が図られてきた。この間、都市化の進行や核家族化の進行とともに婦人の職場進出の増加といった母子をめぐる環境の変化やサービスを供給する側における医学、医術の進歩等の各種の条件の変化があったが、母子保健法制定時において問題とされた乳児死亡率、周産期死亡率等も大きく改善されてきた。

しかしながら、今後の高齢化社会に向かったの児童の健全育成を考える場合、妊娠時における母体の保護、正常な出産、そして乳児の健康の確保は、とりわけ重要な課題であるといわなければならない。また、広く国民の健康の確保という視点からみても、地域における健康の保持増進対策の基礎的単位として家庭保健対策がその原点であると考えられる。

このような事情から、厚生省においては、21世紀を視野に入れた長期的展望のもとに、時代のニーズに即応した新たな理念に基づく母子保健施策を総合的に展開するため、各分野の専門家の協力のもとに「家庭保健基本問題検討委員会」を設置し、多角的な視野から検討を進めている。

母子保健の総合的、基本的な方向については、この検討結果を待たなければならないが、当面、留意しなければならないのは次の点である。

ア 心身障害児の発生予防については、46年度からは、単独の研究事業による研究が行われ、胎児医学、周産期医学及び乳幼児医学の専門家により、特に、心身障害の原因となり得る遺伝的要因、胎児環境、流早死産の原因、安全分娩、新生児・未熟児医療、乳幼児期における早期発見(診断)等のテーマについての研究が進められて、またその結果は、例えば1歳6か月児健康診査の実施や先天性代謝異常検査の実施等を通じ、現実の施策に反映されてきている。しかしながら、心身障害の発生防止にはなお未解明な部分が多く、一人でも多くの心身障害の発生の防止のためにはなお不断の努力が必要である。特に、今後の研究の課題としては、より多角的な解明が可能となるよう広い各研究分野からの共同研究体制を整えることが必要である。

##### イ 母親に対する育児知識の普及

従来から母子保健対策の大きな柱は、母子保健思想の普及にあった。保健所をはじめ市町村の各種の事業を通じてこれまでも大きな成果をあげてきたが、核家族化の進行に伴う育児に関する知識の伝承が少なくなってきたことや、出生率の低下に伴って1人の母親の育児経験の機会も少なくなっているため、いわゆる育児ノイローゼによる不幸な事故もなお生じている。子に対する愛情が深ければ深いほど、我が子の成長を真剣に見つめ考えるわけで、母親に対する適切な育児知識の提供の必要性はなお高いといえる。第2章でも示したように、母親が育児に関する知識を得るのは育児書によるところが最も多いが、一面で育児に関する情報の過多ともいえる状況のなかで、何が我が子にとって必要な措置であるかを見出していくことは決して易しいことではない。このような母親の悩みにこたえるためには、適切な情報の提供と相談機能の活用が必要である。このことを通じて、子供の個性をもとにしつつ、心配すべきことと、心配をする必要のないことが明らかになり、過度の医療機関への集中等の事態もある程度解消できるものと考えられる。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第4章 高齢化社会と児童

#### 第2節 児童に関する施策の方向

##### 2 児童の健康

##### (2) 「たくましい子供」の育成

第1章でみたように、児童の体位向上は目覚ましいが、体力、運動能力については、体位ほどの発達促進傾向がみられず、筋力、筋持久力のような能力については、低下傾向さえあると考えられている。

これらは、児童の成長の過程における家庭環境、地域環境をはじめ様々な要因に基づくものであると考えられるが、私たちはごく単純な事柄を通じて、たくましい子供を育成するための一助とすることができるのではないだろうか。

いうまでもなく、児童は自らの生活体験を通じて身体的にも精神的にも学習する。多様な経験こそが豊かな成長の源泉である。「勉強」、「塾がよい」、「テレビ」といった一律のパターンでなく、私たちにとってはごく当たり前の「遊び」、「手伝い」等を通じてでも児童の身体の発達は促せるはずである。

自然環境が急速に破壊された今日、児童の遊び場の確保は大きな問題であり、今後ともこのための施策の展開が図られなければならない。しかし、更に重要なことは「児童が遊ぶ」ことそのものである。そのためには、一つには、親のそして、大人の「遊び」に対する評価の変更が必要であろう。一律な価値基準の危険性についてはさきに触れたところであるが、からだを使う「遊び」もまた、児童のからだにとっては必要な「勉強」であることを考慮すべきであり、広い視野からの児童の健全育成を考えていく必要がある。また、第二には、児童の集団遊びあるいは子供社会の復活が必要である。さきにもみたとおり、遊ぼうにも遊び相手がない(遊び時間が異なるため)のが現状である。この点については、「遊び」に対する評価の変更によってもある程度の解決が図られると考えられるが、更に、地域社会の崩壊あるいは未成熟がこのような傾向を促進していることも考慮されなければならない。

このため、地域における子供会活動の助長等、積極的な子供社会づくりも併せて進めていく必要がある。

食生活、日常の生活様式、生活時間等のすべてが児童の健康問題にかかわってくる。「遊び」を含めて、児童の生活を健康の面から見直すことが「たくましい子供」を育成する道であろう。

総論

第4章 高齢化社会と児童

第2節 児童に関する施策の方向

2 児童の健康

(3) 事故防止対策の重要性

第1章に示したように、児童の死亡原因においては1～4歳、5～9歳、10～14歳、15～19歳のいずれの年齢階級をとっても、「不慮の事故」が死因順位の第一位を占めており、特に、10～14歳以外の年齢階級においては全死亡の40%以上を占めていることは、事故防止対策の重要性を物語っている。事故の原因の主要なものは、交通事故とでき死であるが、これらによる児童の死亡率について国際比較を行うと、特に注目されるのは、1～4歳の交通事故とでき死による死亡率の高さである(表4-2表)。更に、特にでき死の死亡率の高い1～4歳について、52年度人口動態社会経済面調査から発生場所をみると、川、海、池、堀が78.2%を占めているが、自宅の風呂場、洗場も19.0%を占めている。

第4-2表 年齢階級別自動車事故・でき死死亡率(人口10万対)の国際比較

第4-2表 年齢階級別自動車事故・でき死死亡率(人口10万対)の国際比較  
50年(1975)

|                         | 0～14歳 | 0歳 <sup>1)</sup> | 1～4歳 | 5～14歳 |
|-------------------------|-------|------------------|------|-------|
| 自動車事故                   |       |                  |      |       |
| 日 本                     | 6.4   | 2.1              | 10.3 | 5.0   |
| ア メ リ カ                 | 9.1   | 8.1              | 10.3 | 8.7   |
| イ ン グ ラ ン ド ・ ウ ェ ー ル ズ | 5.0   | 1.8              | 4.8  | 5.3   |
| 西 ド イ ツ                 | 10.6  | 2.0              | 12.4 | 10.6  |
| フ ラ ン ス <sup>2)</sup>   | 6.5   | 4.0              | 7.5  | 6.4   |
| イ タ リ ア <sup>2)</sup>   | —     | 2.6              | 7.5  | 8.1   |
| でき死                     |       |                  |      |       |
| 日 本                     | 6.6   | 4.2              | 14.6 | 3.1   |
| ア メ リ カ                 | 3.7   | 1.3              | 5.8  | 3.2   |
| イ ン グ ラ ン ド ・ ウ ェ ー ル ズ | 1.5   | 0.7              | 2.3  | 1.3   |
| 西 ド イ ツ                 | 2.6   | 0.8              | 5.1  | 2.0   |
| フ ラ ン ス <sup>2)</sup>   | 2.5   | 0.9              | 4.6  | 1.8   |
| イ タ リ ア <sup>2)</sup>   | —     | 0.3              | 2.8  | 2.1   |

資料：WHO「World Health Statistics Annual 1977, 1978 Vol. 1」

(注) 1)…0歳の死亡率は出生10万対である。

2)…1974年

これら事故は、例えば自動車事故死が自動車保有台数の増加傾向にかかわらず、45年をピークに減少してきていることからもうかがわれるように、各般の努力により、必ず死亡数の増加を抑圧できるものである。

公共的施設管理の改善はもとよりであるが、児童の健康問題にとって不慮の事故がいかに大きなウエイトを占めているかを家庭と地域社会が再認識し、事故防止のために最善の注意を払うべきである。



*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第4章 高齢化社会と児童

#### 第2節 児童に関する施策の方向

#### 3 児童の健全育成

##### (1) 多様な経験機会の必要性

児童は自らの経験を通じて身体的にも精神的にも成長していくものであることはさきにも触れたとおりである。現代の児童の生活を振り返ってみれば、核家族化による老人との接触の機会の減少、多子家庭の減少に伴う家庭内における人間関係についての学習の機会の減少、地域社会における「遊び」の減少あるいは「子供社会」の消失による「縦型」の人間関係についての学習機会の減少と多様な経験機会の減少、親の勉強中心の考え方を反映しての価値観の画一化、自由時間の減少による新たな経験機会の減少、自然の退行による自然との接触機会の減少等々「私たちの過去」に比べた変化をみることができる。反面、テレビに象徴される情報伝達機能の発達によって間接体験の機会は飛躍的に増大してきているし、生活の豊かさによるおもちゃ類をはじめとして豊富な物資に触れる機会は増大し、また、親の余暇時間の増大や交通手段等の発達により、児童の活動範囲は飛躍的に拡大してきている。また、何よりも児童は本来好奇心に富むものであり、限られた経験機会のなかにおいても可能な限りの学習を行っていると言えるであろう。また、このような変化のなかには我が国社会の大きな流れに基づくもので逆行させることは不可能なものも少なくない。しかし、私たちは児童に対して可能なかぎり多様な生活経験を持つ機会を与える努力をすべきであろう。なぜなら、多様な生活経験こそ児童にとって最良の学習の場であるからである。

まず、第一に考えなければならないのは、積極的な地域社会づくりへの努力である。子供社会の復活の必要性については、児童の健康の項で述べたところであるが、同時に必要なことは大人を含めた地域社会づくりである。地域における共同事業や共同行事への参画より広い人間関係の樹立、そしてこれを通じての社会連帯と共同意識の形成は、大人にとっても児童にとっても大きな財産になるにちがいない。そこにおいて、児童は「家庭の子供」ととどまらない「地域の子供」となり、また、親は我が子のみならず地域の子供を視野に置くこととなる。更に大人の地域社会を基盤として子供社会は成立しやすくなる。既に各方面から指摘されているように、大人にとっても、余暇の増大を背景として生きがいの場として地域社会は重要である。もとより、地域社会は他から与えられるものではなく自発的に成立するものではあるが、その形成を促す意味において、地域社会の核となる施設の整備等の施策を進める必要がある。

第二には、児童と自然との触れ合いの確保である。自然は児童にとって単に遊びの場としてだけでなく、実に多くのことを学ぶ場である。都市における自然の回復はたやすいことではないが、うるおいある地域社会づくりのためにも、このための努力は引き続きなされるべきであり、また、少なくとも自然環境の保全については、更に積極的な位置づけがなされるべきである。そして、家庭においてもまた学校教育においても、今まで以上に児童と自然との触れ合いに留意する必要がある。

第三には、児童の社会参加、特に福祉経験の場の確保への配慮である。思いやりと助け合いの心がうるおいある社会、連帯感のある社会をつくるもとであろう。児童の社会参加、特に福祉の場への参加を促進するために、既に自発的活動として行われているものに対する援助や組織づくりに力を注ぐ必要がある。更に、ひろくこのような場を確保するためには、学校教育の一部として福祉への参加の場を設けることも十分検討に値しようし、地域社会における福祉活動の振興のため必要な条件整備のための施策を検討する必要がある。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第4章 高齢化社会と児童

#### 第2節 児童に関する施策の方向

##### 3 児童の健全育成

##### (2) 保育条件の確保

就労婦人の増加に伴い、幼児の保育の場の確保は児童の健全育成にとって、ますます重要な課題となってきた。既にみたとおり、保育所の整備は、特に46年度からの社会福祉施設整備5か年計画の柱の一つとして重点的に進められ、計画期間後においても逐年増設が行われてきている。さきに掲げたように要保育率は、51年において、18.6%とされており、今後も地域における適正な配置に留意しつつ保育需要に対応した計画的な整備が必要である。

特に近年の保育需要の動向で注目しなければならないのは、第一は第3章で示したように・保育所本来の「保育に欠ける児童」のみでなく、児童の心身の発達のための集団保育への需要が強くなってきている点である。もとよりこのような需要は保育所の本来予定している機能ではない。幼稚園なり、また今まで述べてきた、地域社会、子供社会の復活のなかで解消されていくべき事柄である。しかしながら、これらについて速効的対応が期待できないとするならば、集団保育への需要に対する何らかの対応も併せて考慮していく必要がある。保育所は社会的に援護を要する児童について措置費という公的費用を基本に賄われる施設である性格上、直ちにこれらの児童を保育所の対象者とすることは適当ではない。しかし、地域における集団保育の場として保育所は有力な社会的資源であることにかんがみ、例えば、これらの児童について、保育所に余裕があるならば、保育所の本来の対象児童とは別に、全額費用徴収を行い、保育所で保育する制度を活用することも検討されてよからう。また、児童館は本来地域の児童の健全育成のための施設であり、児童館活動の活発化は有力な対応策と考えられよう。

第二は乳児保育の動向である。婦人就労の志向の強さを反映して乳児保育の需要は都市地域等において強い。その需要を反映して乳児保育のためのいわゆる無認可施設も少なくない。第3章でも述べたように、乳児期は、将来の人間形成の基礎づくりをする重要な時期であり、特にこの間の母子の触れ合いは極めて重要であると言われている。また、母親の側からできれば自らの手で育てたいとする要望も当然のことながら強いものと思われる。このため、その基本的対応は育児休業制度の普及に求められるべきであると考えられる。児童の健全育成にとっての乳児期の重要性と、母子関係の重要性をすべての人が再確認する必要がある。そして、育児休業制度が定着するまでの間、現実の乳児保育の需要に対応し得るよう経済的理由から真にやむを得ない者に対する乳児保育特別対策を推進していく必要がある。

更に、保育所をめぐる問題としては、費用負担の在り方の問題と保育の質の向上の問題がある。

費用負担の在り方については、現行税制を前提として、各家庭の所得に応じた費用徴収を行っているところであるが、単に受益者負担の見地からのみではなく、社会的公平の見地から福祉サービスの現実に即した費用徴収基準のルールづくりについて検討する必要がある。

また、保育の質の向上については、児童を長時間保育し、養護と教育の二つの機能を併せもつ保育所の使命から当然の責務であり、引き続きその充実のための努力がなされなければならない。

厚生白書(昭和54年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 総論

### 第4章 高齢化社会と児童

#### 第2節 児童に関する施策の方向

#### 3 児童の健全育成

##### (3) 心身障害児対策

心身にハンディキャップを持つ人々を社会的にどのように位置づけるかは、言わばその社会の文明のバロメーターであると言っても過言ではないであろう。「児童は人として尊ばれる」という児童憲章の基本精神は心身障害児においてより強く意識されなければならない。

我が国の心身障害児対策は施設対策中心の時代から在宅対策中心の時代に変ってきているが、施設対策にせよ、在宅対策にせよ心身障害児対策を貫く基本的視点は、まさに児童の健全育成という児童の可能性を伸ばす点に求められなければならない。心身障害児は障害の種類も多く、またその程度も様々である。しかし、いずれもやがて児童期を経て成人となっていく。心身障害児対策の目的は言うまでもなく、より多くの人を心身障害者の施設に送りこむことではない。一人でも多く、社会で自立して生活する人間をつくり出すことである。もとより、重度のハンディキャップを持つ心身障害児にとっては、それは残念ながら極めて困難に近い。しかし、これらの者についても、昨日より今日が、そして今日より明日が児童の可能性を高めていくなれば、それはまさに心身障害児対策と呼べるものであろう。心身障害児対策に携わる者は、行政も、施設等の従事者もそしてボランティア活動を行う人もこの当然の事項を常に確認する必要がある。

このような視点から指摘し得るのは、第一は療育機能のより一層の充実である。各施設においては従来から創意ある試みがなされ、また研究が行われているところであるが、これらをもとに、より体系的な療育機能充実のための方策を検討し、各施設の共通財産としていく努力が必要であろう。また、特に在宅の心身障害児に対する療育訓練は、今後とりわけ充実をしていかなければならない分野である。心身障害児も家庭において、また、地域社会において育成されることが最も望ましい在り方であろう。この場合、家庭においては特に困難である専門的療育訓練については適切な行政サービスが実施されていく必要があるが、心身障害児施設の有する専門的療育訓練の機能を在宅サービスに活用する方途を検討すべきである。

第二は、心身障害者対策との連携の強化である。それは、二つのことを意味している。一つは、さきに述べたことであるが、成人としてどのような生活を送るのが適当であるかを念頭に置きながら、それに必要な療育訓練を行う必要があるということである。それは積極的な職業訓練の必要性にもつながるであろうし、また、就業の場の確保のための努力にもつながるものである。一人一人の心身障害児の適性、能力に応じたきめの細かな処遇が必要である。二つめは、まさに児童行政と心身障害者行政の連携である。児童福祉は主として児童相談所、心身障害者福祉は主として福祉事務所と機能を分担しているが、それだけにお互いの密接な連絡と意思の疎通が不可欠である。あらゆる機関が力を合わせて、一人の人間の成長と生活を見守るべきである。

総論

第4章 高齢化社会と児童

第3節 高齢化社会へ向けての社会保障の課題

1 社会保障諸制度の効率化の推進

昨年の厚生白書において高齢化社会における社会保障の課題を、健康、所得保障、家庭生活、世代間のコミュニケーション、社会保障の給付と負担の各側面について述べたところであるが、ここでは社会保障の給付と負担に焦点を当てつつ当面社会保障の考え方においてどのような考え方をとるべきかをみていざいだ。

我が国の社会保障給付費は、52年度において対国民所得比11.0%であり、イギリスの17.2%、西ドイツの25.2%、フランスの24.6%、スウェーデンの31.0%に比してなお低い。しかしながら、社会保障給付費に大きな影響を与える彼我の老齢指標と年金成熟度を考慮するとき事情は異ってくる(第4-3表)。

第4-3表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率の国際比較

第4-3表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率の国際比較

(単位：%)

| 国名     | 社会保障給付費の対国民所得比 |     |      |      | 老齢指標<br>(65歳以上人口<br>比率<br>(1975年)) | 年金成熟度<br>(老齢年金<br>受給者の<br>加入者に<br>対する割合) | 租税・社会保障負担率 |      |      |
|--------|----------------|-----|------|------|------------------------------------|--|------------|------|------|
|        | 計              | 医療  | 年金   | その他  |                                    |  | 計          | 租税   | 社会保障 |
| 日本     | 11.0           | 4.9 | 4.2  | 1.9  | 7.9<br>(1978年)<br>8.6              | 11.1<br>(1978年)                          | 28.7       | 19.6 | 9.1  |
| アメリカ   | 14.0           | 3.3 | 7.3  | 3.3  | 10.4                               | 21.4<br>(1976年)                          | 37.7       | 28.6 | 9.1  |
| イギリス   | 17.2           | 5.2 | 7.0  | 5.1  | 14.2                               | 32.5<br>(1974年)                          | 47.2       | 36.9 | 10.3 |
| 西ドイツ   | 25.2           | 7.5 | 12.5 | 5.2  | 14.3                               | 28.0<br>(1976年)                          | 50.3       | 30.6 | 19.7 |
| フランス   | 24.6           | 6.3 | 9.4  | 8.9  | 13.3                               | 24.5<br>(1975年)                          | 53.8       | 30.7 | 23.1 |
| スウェーデン | 31.0           | 7.8 | 10.9 | 12.3 | 14.8                               | 28.4<br>(1975年)                          | 61.8       | 44.7 | 17.1 |

(注) 1. 社会保障給付費は、日本は1977年度、フランスは1975年、その他は1974年である。

2. 租税・社会保障負担率は、日本は1979年度(見通し)、その他は1976年である。

すなわち、我が国は、老齢指標、年金成熟度ともなお低い水準にあり、仮に我が国の老齢指標が西欧諸国と同じ14%台となり、また年金成熟度も同様に25%程度として、現行水準を据え置いたまま社会保障給付費の対国民所得比を試算してみると、その水準は約20%になると推計される。つまり、我が国の社会保障は、既に実力としては20%の水準に達しており、西欧諸国にそんな色のないものであるということが出来る。更に、現実に75年になり、医療費の伸び等のその他の要素を考慮すればこれを上回ることは確実である。

そこで問題となるのは、このように増大する社会保障給付費をいかにして賄うかである。租税・社会保障負担の国民所得に対する割合は第4-3表のとおりであり、給付費が20%を超える国にあっては負担率は実

に50%以上となっている。また、個人所得に占める税、社会保険等の負担の割合を1976年の数値でみると、日本の12.8%に対し、アメリカ20.4%、フランス22.0%、イギリス24.0%、西ドイツ26.0%、スウェーデン36.1%と、やはりここでも給付費が20%以上の国においては、20%以上の負担であることがわかる。

今後我が国の社会保障がより十分に機能を果たしながら国民生活に定着していくためには、租税の形にせよ社会保険料の形にせよ、その他の受益者負担の形にせよ、国民のより以上の負担に頼らなければならないことは疑いない。そして、いかなる形において誰がどの程度負担するのが最も社会的公正に合致するかについて広い国民的合意を形成する必要がある。そしてその前提として必要なことは、給付における社会的公正の確保と施策の総合化、効率化であろう。

施策の総合化、効率化とは二つの側面を意味している。第一は社会的資源の効率的活用の見地である。福祉施策、保健衛生施策とも、それぞれの必要な施設の整備を行いまた必要なマンパワーの確保を行っている。そしてこれら多くの社会的資源が地域に配置されている。もし、各々の施策において他の施策との関連を考慮することなくそれぞれの施設の整備やマンパワーの確保が行われるとすれば、国民経済的にみて非効率なことである。このような意味で地域における物的・人的資源を総合的・効率的に活用するため、思い切った施策の総合化を進めていく必要がある。第二の見地は施策の有効性・効率性の再点検である。社会保障を最も必要とする者に対していかにして重点的な社会保障を提供するかを、全体の給付費あるいは負担に制約があることを前提に考えていくことである。それは現在の制度を体系的に再点検し、各制度のむだを省き、効率化していくことである。そしてそのことは決して社会保障の後退を意味するものではなく、むしろ社会保障が将来にわたり充実し、安定的に機能するための必要な条件整備と言わなければならない。

これらの再点検を十分行ったとしても、高齢人口の急激な増大に対し、生産年齢人口の相対的比重の低下が見込まれるため、後代の負担はなお極めて過重なものとなると予想される。そうであるとするならば、いま、このような社会保障全体についての再点検を行うことは、今の世代の後代に対する最小限の責務ではないだろうか。



## 総論

### 第4章 高齢化社会と児童

#### 第3節 高齢化社会へ向けての社会保障の課題

##### 2 家庭のライフステージに応じた安定化対策の必要性

前項において国民の負担増が避けられず、そのための一つの条件として社会保障諸制度の効率化の推進をあげたところであるが、更にもう一つの条件について考えなければならない。

我が国の貯蓄率が極めて高く、その主たる動機が将来の不安に備えるためであることはよく知られている。国民が負担増について合意するには、将来の見通しの立つ社会、いつでも安心して暮らせる社会とすることが必要である。前章までに述べたところからも、育児期における家庭の困難性、また児童の成長期の家庭における教育費負担の重さ、また、家庭のあらゆるステージにおける住宅問題の重圧、核家族化に伴う事故があった場合の対応の困難性、老人を介護する家庭における困難性が浮かび上がってくるであろう。そしてこれらの事情は、家庭の貧富を問わず多かれ少なかれ、現われてくるものと言ってよいだろう。

社会保障は、主として経済的に困難な家庭に着目して施策の展開を図ってきたが、家庭のライフステージごとに多くの一般家庭において共通の問題があるとするならば、その解決のための手だてが考えられていかなければならないであろう。それは、公的な主体が公的なサービスを提供することを必ずしも意味するものではなく、経済活動として行われている私的なサービスであっても適切な方向づけと位置づけがなされていくならばこれを生かしていくことも一つの方向である。

国民生活の真の安定のためには、このように広い立場からのライフステージごとにその安定化が図られねばならず、まさにそのことが活力ある社会の基となると考えられる。今後このような視点に立った施策への取り組みが強く望まれる。

おわりに

1 日本の子供たちについて、その現状といくつかの問題点を述べてきたが、大局的にみれば日本の子供の大多数は、「少なく生んで大事に育てる」という意識の強い両親の愛情のもとに、健康上の大きな不安もなく物資的にも恵まれて、世界の中でも非常に恵まれた状態にあり、また日本の歴史の上でも、少くとも外見上は最も恵まれた時代に育っていると言えるのではなかろうか。

「子は国の宝」、「未来の希望の星」などと言われながら、その実、子供の運命はその時代その場所によって大人をつくり出す社会状況にほんろうされる犠牲者ということがいかに多かったことか。世界中で絶えることなく繰り返されてきた戦争の犠牲を最も強く受けるのは子供たちであったし、明治以後の日本でも、富国強兵、健民政策の名のもとに国家政策の枠のなかで育成されてきた。形の上で、子供の人権が確立され、児童の福祉が、大人の都合でなく、真に児童の立場に立ち児童の側からみて最善のものが与えられているかどうかという尺度で計られるように努力しようという自覚が社会的に確認されたのは、日本においては、戦後の児童福祉法の制定(昭和22年)以後であり、世界的に言えば、昭和34年の国連総会における「児童権利宣言」採択のときである。

それ以後の浅い歴史の中で、その趣旨が日本でも、世界でも必ずしも十分に生かされているとは言い難いが、少くとも大人たちによって、この貴重な原則がたえず再確認されていくことは極めて重要である。国際児童年はまさにそのための反省の年である。

2 このように、大局的には恵まれた状態にある現代の子供について、時代環境の変化で、逆に弱点と

なっていると思われる二点について繰り返し考えてみたい。第一点は、子供が子供らしく、明るく伸び伸びと育っていくことについて物心両面から障害があり、結果として気力、体力の充実した青少年の育成が困難になっているのではないかという不安である。

この点については、既に第二章で遊び場の問題、進学熱と生活時間などの分析を通してその実態をみたが、一例として静岡県教育委員会が行った、「中学生の生活意識と行動に関する世論調査」によると「今あなた自身は生活の中に生きがいを感じていますか」の問に対し、「あまり感じていない」と「ほとんど感じていない場合」の合計が、中学一年生で22.5%、中学三年生になると、「50.6%」と過半数に達する。その理由としては、「熱中できるものがないから」が第1位になっているが、本来であれば、スポーツや友人とのつきあいにいろいろな楽しみを感じ得べき年ごろであり、やや意外な感がある。

それで思い起こされるのは、統計的なものではないが、国際児童年事業協会が実施した「世界と日本の子ども展」のなかで、戦争、飢餓等種々の困難な社会的環境に苦しむ子供たちの生活を紹介する一方、開発途上国、先進国を含めた世界の6つの地域の10歳から12歳までの男女各3人の1日の生活が映像その他により展示され、種々環境条件の異なる地域において子供たちが、勉強に、遊びに、労働にそれぞれ明るく生きぬいている事例が示されていたことである。特に、印象的であったのは勉強と遊びと労働(家事、家業の手伝い)の三者が、実によくバランスのとれた形で子供たちの一日の生活が営まれており、自然との触れ合いも豊かで生き生きとしていることである。大人になってからの生活体験としては、実社会での労働生活においては、まず気力、体力が基本であり、また記憶力に頼る知識量よりも、人間的な総合判断力が重要である。とかく勉強のみに片寄りがちな小学校上級から中高校生について、日常生活のなかに気力、体力を養成し困難に遭遇しても簡単に挫折せずこれに打ちかかっていく力をつけるような要素をどのように組み込んでいくか、更に工夫改善が望まれるところである。

3 第二点は、閉鎖的な小人数、核家族の中で育ち、親のしつけの面でも、「言葉使い、健康、整理整頓」等個人的側面に片寄って、社会性を付与するような点が弱く、かつ、また、地域・社会での他人との触れ合いも弱まっている状況下におかれているため、子供たちの性格が自己中心的になり社会性の欠如、特に他者への思いやりとか、社会の一員としての自覚と責任感に欠けているのではないかという心配である。

この点は、実は子供の問題以前の、現在の大人の生き方の問題であり、明日の社会の在り方を決める問題でもある。考えてみると、戦後の我が国では、戦時中の反動もあって、国民の多くに社会、国家のためという観念が希薄化し、むしろ経済成長の波に乗って、ひたすら「我が家の平安と幸福」のためのみ働き続けるマイホーム主義的生き方が一般となった感がある。この結果、全体の生活水準が上がり、食生活も向上し、多くの病気も克服されて、世界一流の長寿国の仲間入りを果たした。しかし、気がついてみると、自然破壊が進み、公害交通事故など生活環境も悪化し、そして何よりも金と物とに関心が高まり過ぎた反面、日本人本来の人間同志の思いやりとか助け合い、生活の中の心のゆとりや潤い、文化的生活による生きがいなどがむしろ貧しくなってきたのではなからうか。

東京都婦人少年部が実施した「大都市高校生の心理的特徴と生活環境に関する調査」によると、今の高校生の社会観(賛成意見の%、重複回答)は、

「この先どうなるのか見通しが立たない…64.1%」,

「金や力のある者だけに都合がよい…76.8%」,

「うっかりしていると落ちこぼれる…74.9%」,

「努力より要領よくふるまうことが大切…46.9%」,

「働かなくてもほどほどの生活ができる…13.9%」,

「よい学校を出ないとよい生活ができない…49.0%」

等と、かなりきびしいものになっている。

確かに完璧な社会はなく、正すべきものも多いだろうが、この回答をみると、設問の仕方にもよるだろうが、余りにも暗い感じがしないだろうか。

少し視野を広げて、世界各国の状況を頭に置きながら現在の日本社会をみると、何よりも言論、出版、職業、住居などの自由権が保障され、徴兵の義務はなく、一般の治安水準も高い。社会全体の貧富の差は世界でも最も小さな国の一つであり、本人の努力次第で階層間、職業間の移動も容易であり、それに西欧先進国水準の社会保障も整えられてきた。最近問題となったECの秘密文書の日本人批判は極端な例であるが、確かに、大都市において良好な環境のもとでゆとりある住宅を確保すること難しいことは否めない事実であり、今後の問題点であるが、働き過ぎの点は、労働時間の短縮化、週休2日制の実施が着実に進んでいる。総合的にみて、今の日本は、非常に住みよい国の一つであると自信をもってよいのではなかろうか。

ただ、問題があるとすれば、大人、子供を含めた日本人の生き方の問題である。経済優先の時代が続いた結果、国民の間に相対的に物と金への執着が強まり、より良い社会への基本となるべき、社会連帯、人間連帯の絆に希弱化のかけりがみえ、反対に自己中心主義、集団エゴ、地域エゴともいべき傾向がみられる点である。

社会保障制度は、言うまでもなく人間のもつ隣人への思いやりの気持を基本とし、長い歴史をかけて人々の助け合いの精神を制度化してきたものの集積である。

今後、経済、社会環境が一段と厳しくなるなかで、前章で述べた制度の一層の合理化、効率化を図ろうとすると、既得権への過度の執着や、給付の増加のみを望み負担の増大を避けるような動きが強まれば制度自体の崩壊すら招きかねない。

ともあれ、大人自身の生き方の反省を含め、住みよい社会をつくるための良識の範囲で、家庭でも、学校においても、地域社会、職場においても、子供が小さい時から、弱い者へのいたわりの気持を教え、少し長じてからは、自立自助の精神をきたえるとともに、社会連帯、相互扶助精神の重要性を、身をもって、繰り返し教え込むことが、現在の日本では特に必要性が高いことを強調したい。

児童憲章では、「すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すようにみちびかれる。」と規定され、児童権利宣言も第10条で「児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類みたらに捧げられるべきであるという十分な意識のなかで、育てられなければならない。」と規定しているように、「より良い社会のためにより良い明日の世界のために、自分は何をすべきか、何ができるだろうか」と考えるような子供たちの成長が切に期待される。少なくとも社会の一員としての自覚と責任感を有する子供の育成には、それぞれの立場で全力をあげるのが大人の責務である。

4 今の子供たちが社会の中堅となる20~30年後つまり、21世紀初頭の日本と世界はどのようになっているだろうか。各種の審議会や研究機関がいくつかの見通しを述べているが、変化の激しい時代だけに、長期かつ総合的な見通しは困難である。ただ、一口でいえば、内外ともかなり厳しい状況が予想されるのではなかろうか。少し、短期的にみれば、日本の場合経済の高度成長は望むべくもなく、資源エネルギー問題をはじめ国内外の経済環境は、極めて厳しく、また、国、地方の財政事情も窮迫している。そのなかであって、前章に述べたように、我が国は、確実にそれも急速に人口構成の高齢化が進み、ひとり雇用や年金の問題に限らず社会全体のシステムをいかにして高齢化社会に適応させていくか、そして国として民族として活力のある状況を維持していくか、短期間に精力的に取り組まなければならない難問をかかえている。

世界的にみても、容易には解決できない多くの難問がひかえている。石油にかわる代替エネルギーはうまく開発されるのだろうか、爆発的に増える世界人口の食糧問題に明るい見通しが立てられるのか等である。最近の情報のなかで、わずかに明るいニュースは、1978年の国際連合による世界人口の将来推計で、開発途上国の高い人口増加率が、例外なく予想よりも低い水準に推移し、今後とも1960年代後半のような高率にはもどらないであろうとされていることである。それにしても、現在40億人強とされる世界人口は21世紀初頭に少なくみても62億人程度まで増えるのである。

5 ごく簡単に、しかも問題の一部について我が国内外の未来の厳しさにふれたが、日本国民の平均年齢が今後30年間に5.7歳も上昇する(昭和54年33.4歳→昭和85年39.1歳)という国全体の老化のなか

で、どのような努力によってこの厳しさに打ちかっけていけるのだろうか。やや楽観的に考えれば、今までも、日本人は、遭遇する困難に対し、国民としての団結と努力、旺盛な知識欲と勤労意欲でこれを克服してきたと国際的にも評価されている。特に、旺盛な知識欲、高齢になっても高い勤労意欲は、国力の源泉ともいえる日本人の長所と思われるが、今後は、高齢化対策として積極的な健康の保持と世代間の相互扶助が一層重要になるであろう。

そして何よりの決め手となるのは、明るくバイタリティに富み人間的な思いやりに満ちた次代を担うべき青少年の育成に、成功するかどうかである。

この困難な課題について、その現状を分析し、主として厚生行政の立場から対応策の一部について述べてきたのがこの白書であるが、「おわりに」で述べたような基本的問題についてはひとり厚生省だけでなく、いわゆる行政だけで対応できるものとは考えていない。

しかし問題の本質は、明日の日本の命運にかかわる問題であり、日本国民の活力と繁栄につながる問題である。国際児童年を契機としてこの国民的課題について、いろいろな立場から更に議論が深められ、よりよい実践が一つでも始まることを心から期待したい。

### ◎ 児童憲章(昭和26年5月5日)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1 すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

2 すべての児童は、家庭で正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。

4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。

5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶようにみちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。

6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。

8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は適切に保護指導される。

11 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

## ◎ 児童権利宣言(1959.11.20国連総会)

### 前文

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて、特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、1924年のジュネーヴ児童権利宣言に述べられており、また、世界人権宣言並びに児童の福祉に関係のある専門機関及び国際機関の規約により認められているので、

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

児童が、幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るよう努力することを要請する。

### 第一条

児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族のいづれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

### 第二条

児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当っては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。

### 第三条

児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する。

### 第四条

児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

## 第五条

身体的,精神的又は社会的に障害のある児童は,その特殊な事情により必要とされる特別の治療,教育及び保護を与えられなければならない。

## 第六条

児童は,その人格の完全な,かつ,調和した発展のため,愛情と理解とを必要とする。児童は,できるかぎり,その両親の愛護と責任の下で,また,いかなる場合においても,愛情と道徳的及び物質的保障とのある環境の下で育てられなければならない。幼児は,例外的な場合を除き,その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は,家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の養護を与える義務を有する。子供の多い家庭に属する児童については,その援助のため,国その他の機関による費用の負担が望ましい。

## 第七条

児童は,教育を受ける権利を有する。その教育は,少なくとも初等の段階においては,無償,かつ,義務的でなければならない。児童は,その一般的な教養を高め,機会均等の原則に基づいて,その能力,判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ,社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有する者は,児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。その責任は,まず第一に児童の両親にある。

児童は,遊戯及びレクリエーションのための十分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは,教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は,この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

## 第八条

児童は,あらゆる状況にあつて,最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含まれなければならない。

## 第九条

児童は,あらゆる放任,虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は,いかなる形態においても,売買の対象にされてはならない。

児童は,適当な最低年齢に達する前に雇用されてはならない。児童は,いかなる場合にも,その健康及び教育に有害であり,又はその身体的,精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用に,従事させられ又は従事することを許されてはならない。

## 第十条

児童は,人種的,宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は,理解,寛容,諸国民間の友愛,平和及び四海同胞の精神の下に,また,その力と才能が,人類のために捧げられるべきであるという十分な意識のなかで,育てられなければならない。